

佐倉市介護予防・日常生活支援 総合事業説明会

- 指定（介護予防）訪問介護
- 指定（介護予防）通所介護
- 指定居宅介護支援事業者
- 地域包括支援センター

平成28年12月20日

佐倉市

I 国が示す介護予防・日常生活支援総合事業

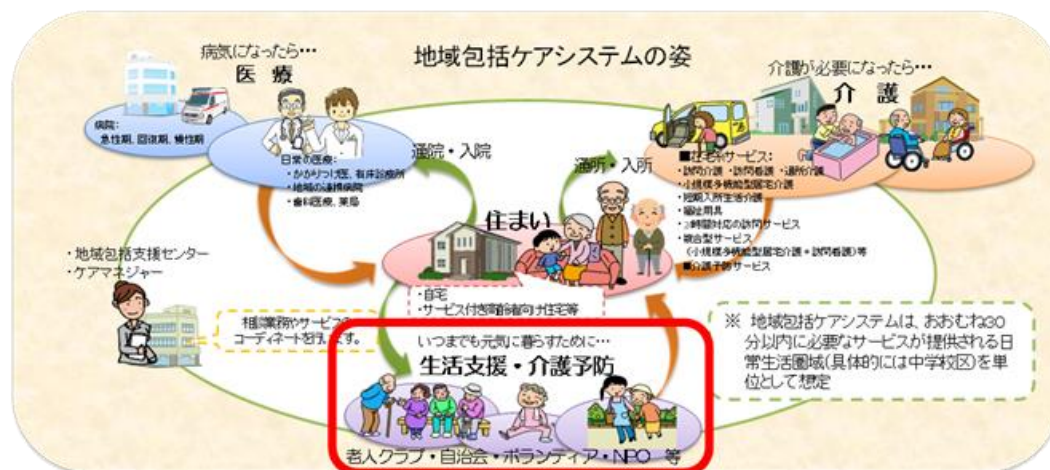
1. 目的等

新しい介護予防・日常生活支援総合事業（以下、「総合事業」と言います。）は、市町村が中心となって、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することにより、地域における支え合いの体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的・効率的な支援等を可能とすることが目的とされており、平成27年4月に施行された改正介護保険法により新たに設けられた事業です。

また、地域包括ケアシステムの構築に向け、介護予防・日常生活支援総合事業を実施するものとされています。

地域包括ケアシステム

団塊の世代が75歳以上となる2025年（平成37年）を目途に、高齢者が重度な要介護容態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムを構築。



2. 介護予防・日常生活支援総合事業の構成

介護予防・日常生活支援総合事業の目的を達成するため、従来の事業が以下のとおりみなおされ、介護予防・日常生活支援総合事業として新たに構成されます。

① 介護予防・生活支援サービス事業

～全国一律のサービスから地域の実情に応じたサービスへ～

<基本的な考え方>

全国一律のものとして介護予防給付で提供されていた介護予防訪問介護と介護予防通所介護について、要支援者の多様な生活支援ニーズに対応するため、市町村が実施する介護予防・日常生活支援総合事業に移行し、従来のサービスと住民等が参画する多様なサービスを総合的に提供可能な仕組み（介護予防・生活支援サービス事業）に見直されることとなりました。

※介護予防訪問看護や福祉用具等、訪問介護と通所介護以外のサービスについては、引き続き介護予防給付のサービスとして提供されます。

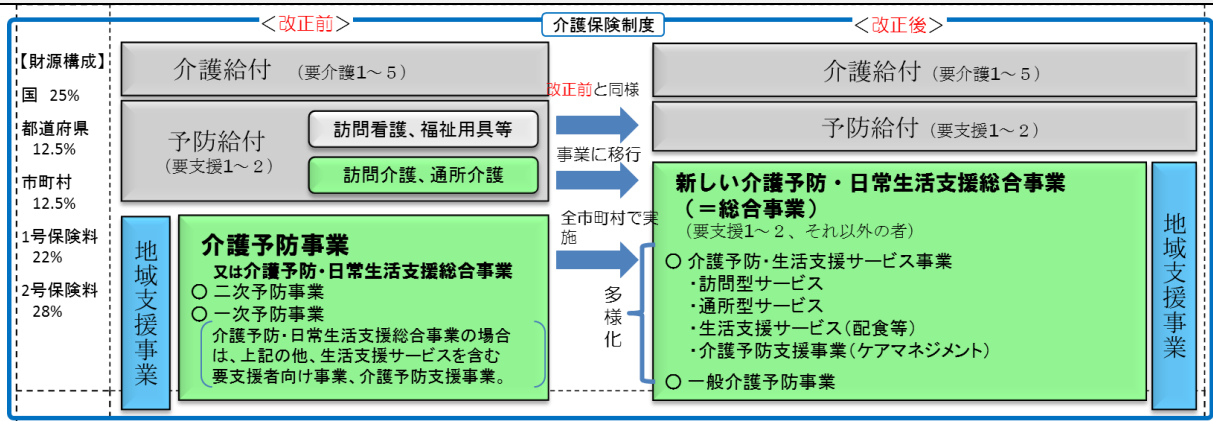
② 一般介護予防事業

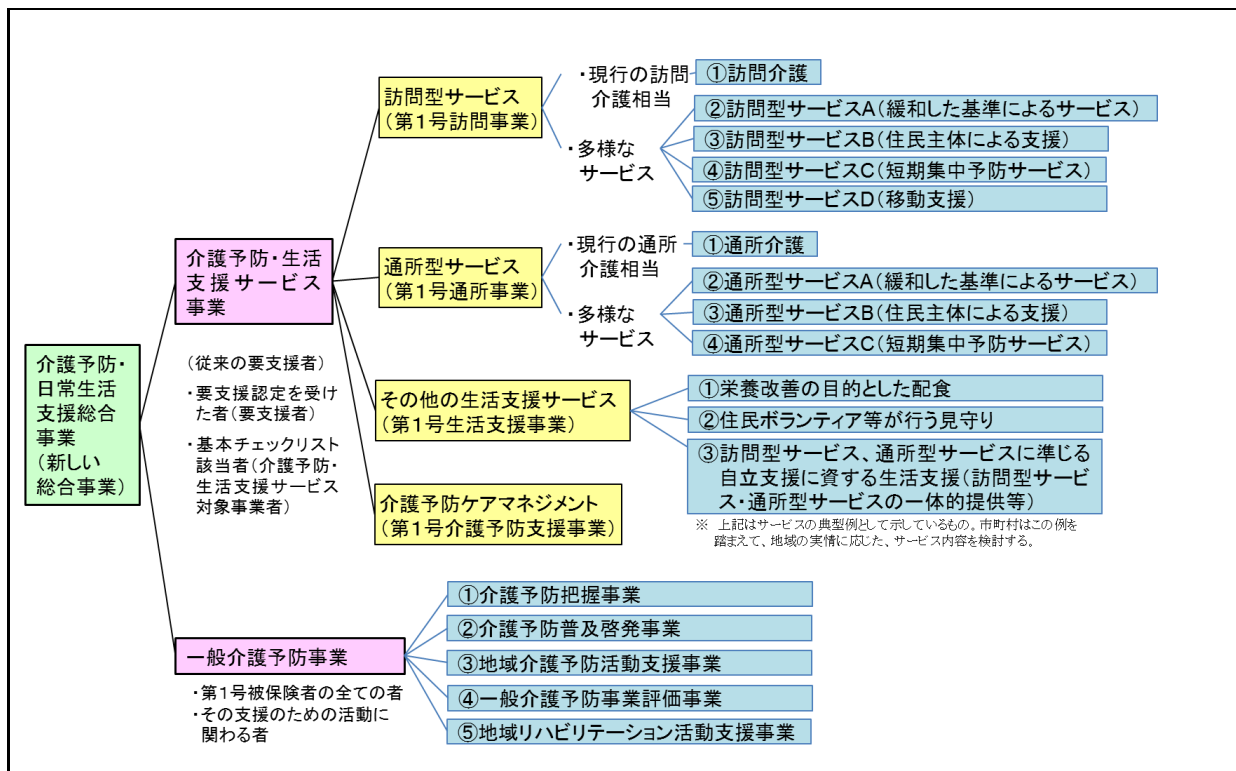
～介護予防の機能強化～

<基本的な考え方>

従来の介護予防事業についても、高齢者を年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、地域の実情に応じた効果的・効率的な介護予防の取組を推進する観点から見直されるとともに、介護予防の機能強化の観点から新たな取組が加えられ、一般介護予防事業として介護予防・日常生活支援総合事業に位置づけられることとなりました。

3. 介護予防・日常生活支援総合事業の構成

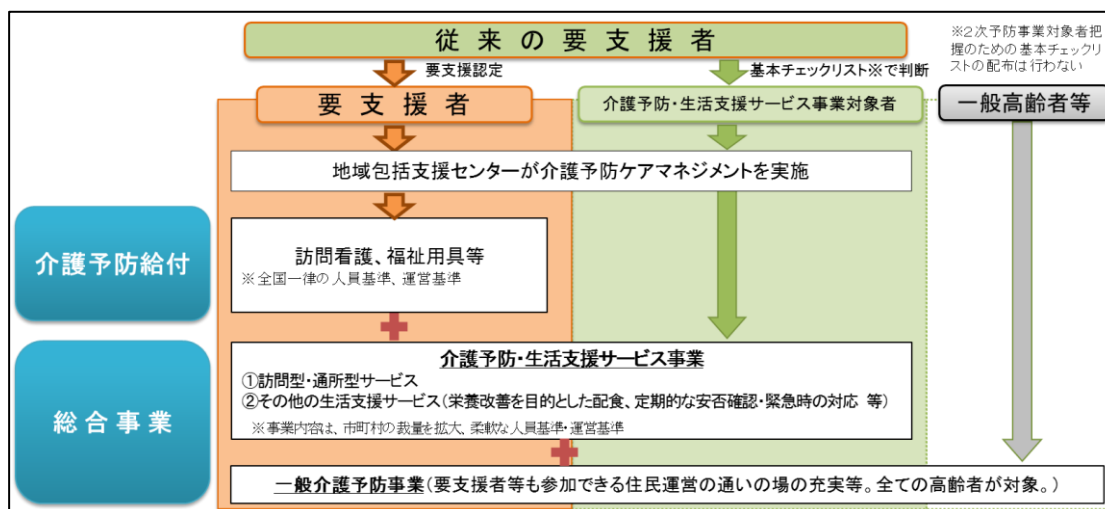




4. 介護予防・日常生活支援総合事業の利用形態

- ① **要支援者**については、**介護予防・日常生活支援総合事業**（介護予防・生活支援サービス事業及び一般介護予防事業）のサービスと**介護予防給付**のサービスを**組み合わせ**て受けられます。
- ② **介護予防・生活支援サービス事業対象者**（基本チェックリストを用いた簡易な判定を受けた者）については、**介護予防・日常生活支援総合事業**のサービスの**み**受けられます。
- ③ **一般高齢者等**（要支援者に該当しない者）については、**一般介護予防事業のみ**受けられます。

【介護予防・日常生活支援総合事業の概要（厚生労働省ガイドラインより）】



※基本チェックリストは、支援が必要だと相談に来た者に対して、簡便にサービスにつなぐためのもの。

【基本チェックリスト】

(様式第一)

記入日：平成 年 月 日 ()

氏名		住所		生年月日	
希望するサービス内容					
No.	質問項目				回答：いずれかに○をお付けください
1	バスや電車で1人で外出していますか				0. はい 1. いいえ
2	日用品の買い物をしていますか				0. はい 1. いいえ
3	預貯金の出し入れをしていますか				0. はい 1. いいえ
4	友人の家を訪ねていますか				0. はい 1. いいえ
5	家族や友人の相談にのっていますか				0. はい 1. いいえ
6	階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか				0. はい 1. いいえ
7	椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか				0. はい 1. いいえ
8	15分位続けて歩いていますか				0. はい 1. いいえ
9	この1年間に転んだことがありますか				1. はい 0. いいえ
10	転倒に対する不安は大きいですか				1. はい 0. いいえ
11	6ヶ月間で2～3kg以上の体重減少がありましたか				1. はい 0. いいえ
12	身長	cm	体重	kg	(BMI =) (注)
13	半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか				1. はい 0. いいえ
14	お茶や汁物等でむせることがありますか				1. はい 0. いいえ
15	口の渇きが気になりますか				1. はい 0. いいえ
16	週に1回以上は外出していますか				0. はい 1. いいえ
17	昨年と比べて外出の回数が減っていますか				1. はい 0. いいえ
18	周りの人から「いつも同じ事を聞く」などの物忘れがあるとされますか				1. はい 0. いいえ
19	自分で電話番号を調べて、電話をかけることをしていますか				0. はい 1. いいえ
20	今日が何月何日かわからない時がありますか				1. はい 0. いいえ
21	(ここ2週間) 毎日の生活に充実感がない				1. はい 0. いいえ
22	(ここ2週間) これまで楽しんでやれていたことが楽しめなくなった				1. はい 0. いいえ
23	(ここ2週間) 以前は楽にできていたことが今はおっくうに感じられる				1. はい 0. いいえ
24	(ここ2週間) 自分が役に立つ人間だと思えない				1. はい 0. いいえ
25	(ここ2週間) わけもなく疲れたような感じがする				1. はい 0. いいえ

(注) BMI = 体重(kg) ÷ 身長(m) ÷ 身長(m) が 18.5未満の場合に該当とする

(様式第二)

①	様式第一の質問項目No.1～20までの20項目のうち10項目以上に該当
②	様式第一の質問項目No.6～10までの5項目のうち3項目以上に該当
③	様式第一の質問項目No.11～12の2項目のすべてに該当
④	様式第一の質問項目No.13～15までの3項目のうち2項目以上に該当
⑤	様式第一の質問項目No.16に該当
⑥	様式第一の質問項目No.18～20までの3項目のうちいずれか1項目以上に該当
⑦	様式第一の質問項目No.21～25までの5項目のうち2項目以上に該当

(注) この表における該当 (No. 12 を除く。) とは、様式第一の回答部分に「1. はい」又は「1. いいえ」に該当することをいう。

この表における該当 (No. 12 に限る。) とは、BMI = 体重(kg) ÷ 身長(m) ÷ 身長(m) が 18.5 未満の場合をいう。

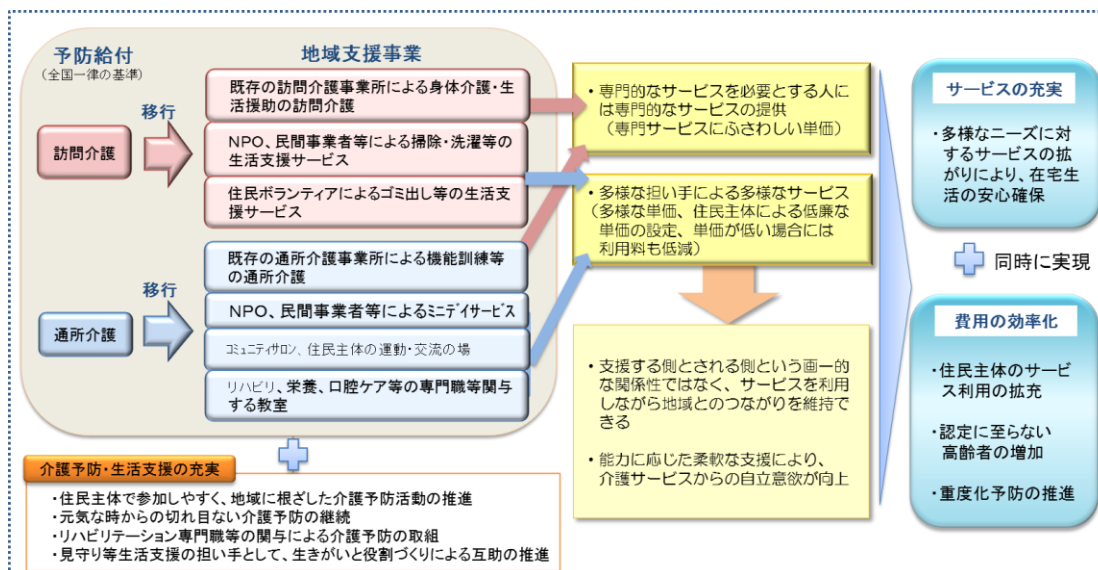
【厚生労働省告示第197号（基本チェックリスト告示）より】

5. 介護予防・日常生活支援総合事業の枠組み

① 介護予防・生活支援サービス事業

<サービスの充実と費用の効率化>

専門的なサービスを必要とする者には引き続き専門的なサービスを、必ずしも専門職によるサービスが必要ない人にはNPOや民間企業、ボランティアなどの多様な担い手による多様なサービスを提供することで、サービスの充実と費用の効率化を図ることとされています。



市町村が実施する多様なサービスについては、6頁のとおりサービスの典型例が示されています。

※市町村は、この例を踏まえて、地域の実情に応じたサービス内容を実施することになります。

② 一般介護予防事業

<介護予防の推進>

生活環境の調整や居場所と出番づくりなどの環境へのアプローチも含めた、バランスのとれたアプローチが重要であり、リハビリ専門職等を活かした自立支援に資する取組を推進することとされています。

<具体的な事業の構成>

一般介護予防事業については、7頁のとおり構成が示されています。

※市町村はこの構成に基づき、地域の実情に応じた事業内容を実施することになります。

① 介護予防・生活支援サービス事業（サービスの典型例）

①訪問型サービス

- 訪問型サービスは、現行の訪問介護に相当するものと、それ以外の多様なサービスからなる。
- 多様なサービスについては、雇用労働者が行う緩和した基準によるサービスと、住民主体による支援、保健・医療の専門職が短期集中で行うサービス、移動支援を想定。

基準	現行の訪問介護相当		多様なサービス		
サービス種別	①訪問介護	②訪問型サービスA (緩和した基準によるサービス)	③訪問型サービスB (住民主体による支援)	④訪問型サービスC (短期集中予防サービス)	⑤訪問型サービスD (移動支援)
サービス内容	訪問介護員による身体介護、生活援助	生活援助等	住民主体の自主活動として行う生活援助等	保健師等による居宅での相談指導等	移送前後の生活支援
対象者とサービス提供の考え方	○既にサービスを利用しているケースで、サービスの利用の継続が必要なケース ○以下のような訪問介護員によるサービスが必要なケース (例) ・認知機能の低下により日常生活に支障がある症状・行動を伴う者 ・退院直後で状態が変化しやすく、専門的サービスが特に必要な者 等 ※状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していくことが重要。	○状態等を踏まえながら、住民主体による支援等「多様なサービス」の利用を促進		・体力の改善に向けた支援が必要なケース ・ADL・IADLの改善に向けた支援が必要なケース ※3～6ヶ月の短期間で行う	訪問型サービスBに準じる
実施方法	事業者指定	事業者指定／委託	補助(助成)	直接実施／委託	
基準	予防給付の基準を基本	人員等を緩和した基準	個人情報の保護等の最低限の基準	内容に応じた独自の基準	
サービス提供者(例)	訪問介護員(訪問介護事業者)	主に雇用労働者	ボランティア主体	保健・医療の専門職(市町村)	

②通所型サービス

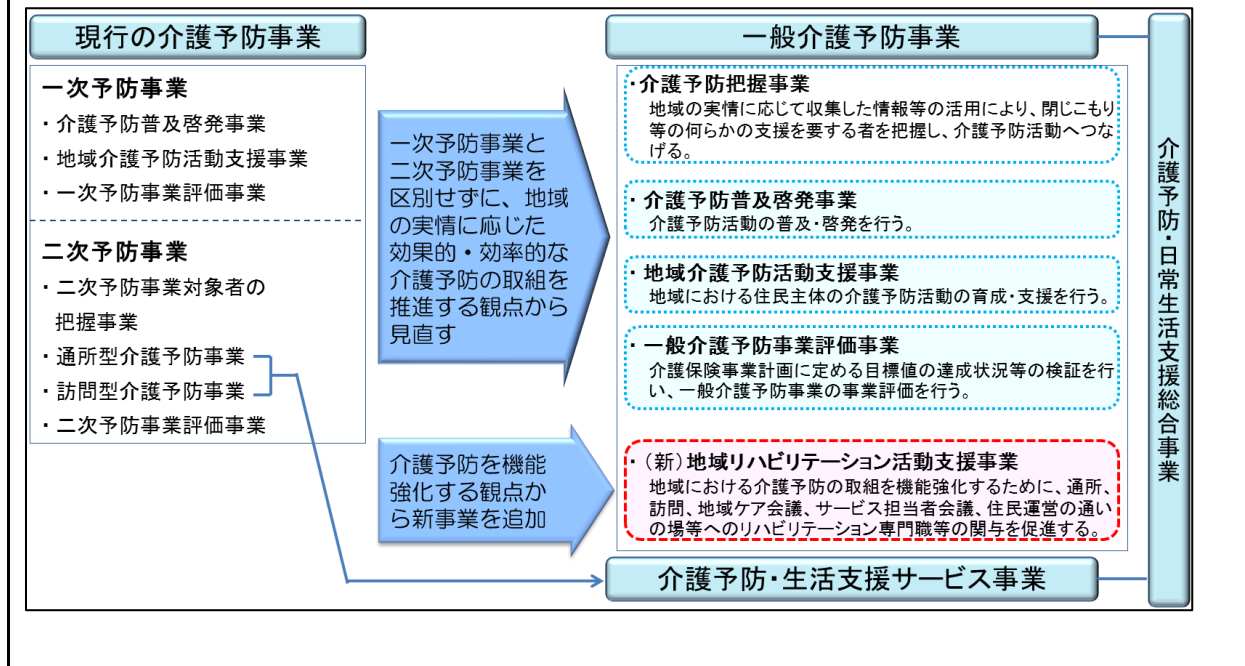
- 通所型サービスは、現行の通所介護に相当するものと、それ以外の多様なサービスからなる。
- 多様なサービスについては、雇用労働者が行う緩和した基準によるサービスと、住民主体による支援、保健・医療の専門職により短期集中で行うサービスを想定。

基準	現行の通所介護相当		多様なサービス	
サービス種別	①通所介護	②通所型サービスA (緩和した基準によるサービス)	③通所型サービスB (住民主体による支援)	④通所型サービスC (短期集中予防サービス)
サービス内容	通所介護と同様のサービス 生活機能の向上のための機能訓練	ミニデイサービス 運動・レクリエーション 等	体操、運動等の活動など、自主的な通いの場	生活機能を改善するための運動器の機能向上や栄養改善等のプログラム
対象者とサービス提供の考え方	○既にサービスを利用しており、サービスの利用の継続が必要なケース ○「多様なサービス」の利用が難しいケース ○集中的に生活機能の向上のトレーニングを行うことで改善・維持が見込まれるケース ※状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していくことが重要。	○状態等を踏まえながら、住民主体による支援等「多様なサービス」の利用を促進		・ADLやIADLの改善に向けた支援が必要なケース 等 ※3～6ヶ月の短期間で実施
実施方法	事業者指定	事業者指定／委託	補助(助成)	直接実施／委託
基準	予防給付の基準を基本	人員等を緩和した基準	個人情報の保護等の最低限の基準	内容に応じた独自の基準
サービス提供者(例)	通所介護事業者の従事者	主に雇用労働者 +ボランティア	ボランティア主体	保健・医療の専門職(市町村)

③その他の生活支援サービス

- その他の生活支援サービスは、①栄養改善を目的とした配食や、②住民ボランティア等が行う見守り、③訪問型サービス、通所型サービスに準じる自立支援に資する生活支援(訪問型サービス・通所型サービスの一体的提供等)からなる。

② 一般介護予防事業 (構成)



Ⅲ 対象者と利用手続

1. 対象者

総合事業（介護予防・生活支援サービス事業）の対象者は、以下のとおりです。

① 要支援認定者

平成29年4月1日以降に、新規・区分変更・更新により要支援認定を受けた者（認定有効期間の開始年月日が平成29年4月以降の要支援者）

◆ 直近ではH29年3月末で認定有効期間が終了し、更新申請等によりH29年4月1日の要支援認定有効期間を有している利用者、新規でH29年4月1日の要支援認定有効期間を有する利用者から予防給付の「介護予防訪問介護」または「介護予防通所介護」に変わる本市総合事業の「訪問型サービス」または「通所型サービス」の利用（請求）となります。（請求コードが変わります。）

◆ 「認定有効開始年月日が29年3月以前の要支援者」の認定有効期間は最大で1年間であるため、有効期間が30年末のかたの更新により30年4月提供分以降すべての要支援者の予防給付の「介護予防訪問介護」または「介護予防通所介護」が本市総合事業の「訪問型サービス」または「通所型サービス」の利用（請求）となります。

② 事業対象者

平成29年4月1日以降に、基本チェックリストによりサービス事業対象者と判断

2. 「事業対象者」が利用できるサービスについて

- ④ 事業対象者は、総合事業サービス（現行の予防訪問・予防通所介護に代わるサービス）のみが利用できます。
- ⑤ 総合事業サービス以外の予防給付や介護給付の利用はできませんので、予防給付や介護給付が必要な場合は、従来どおり認定申請による要介護・要支援認定が必要となります。
- ⑥ 2号被保険者は「事業対象者」となることができませんので、従来どおり認定申請による要介護・要支援認定が必要となります。
※本市において新規の介護サービス利用希望者の相談があった場合、ご本人の状況や利用したいサービス等を聴きとり、ご本人のご希望に基づき、認定申請の案内、基本チェックリストの案内を行います。

4. 移行のイメージ

- ① 平成29年4月1日に認定更新となるかた（3月31日で有効期限が終了するかた）から順次総合事業に移行します。
- ② 平成29年4月から1年間は、ひとつの事業所内で同じサービスを受けていても、介護給付の利用者と総合事業での利用者があることも想定されます。

認定有効期限	H29. 3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	H30. 1月	2月	3月	4月
平成29年 3月末														
平成29年 4月末							介護予防・日常生活支援総合事業 (介護予防・生活支援サービス事業)							
平成29年 5月末														
平成29年 6月末														
平成29年 7月末														
平成29年 8月末者														
平成29年 9月末														
平成29年 10月末		介護予防給付 (介護予防訪問介護・通所介護)												
平成29年 11月末														
平成30年 12月末														
平成30年 1月末														
平成30年 2月末														
平成30年 3月末※														

↑
平成29年3月時点全
ての者が、介護予防訪
問介護・通所介護（介
護予防給付）

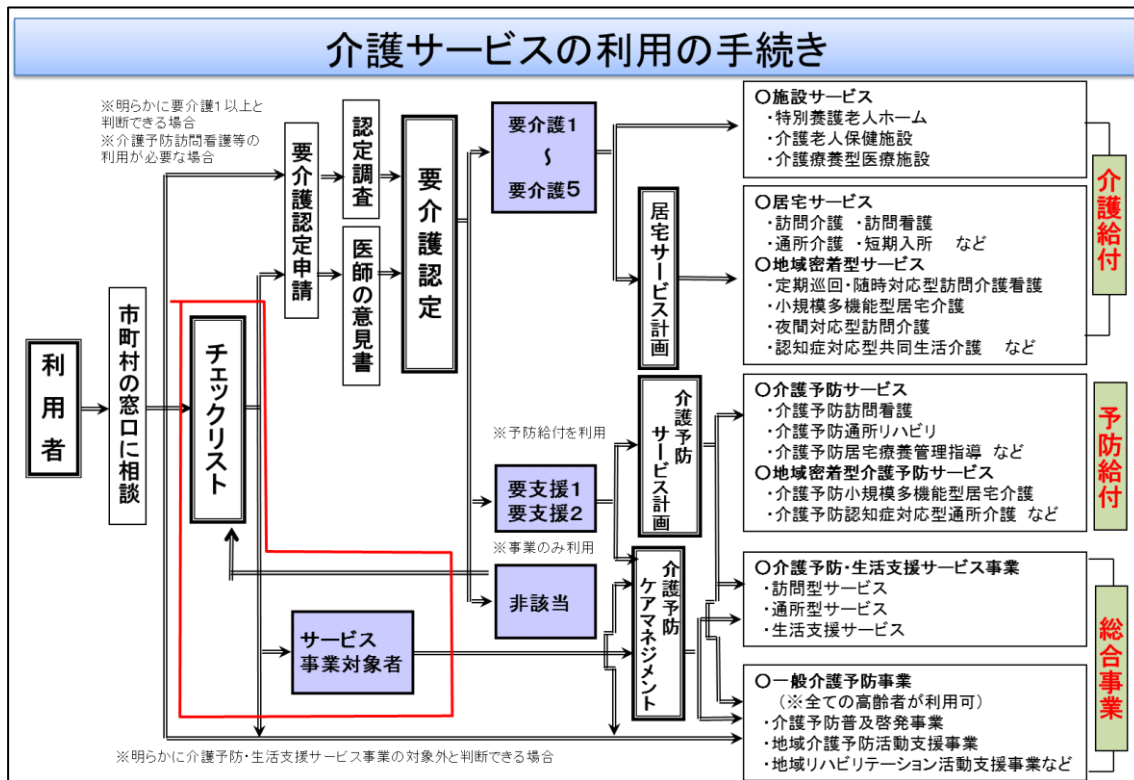
介護予防給付と総合事業

↑
平成30年4月
総合事業に移
行完了

※平成30年3月末に認定有効期限を迎えるかたは、H29.3.2～H29.3.31までに新規申請・区分変更申請により、要支援1・2と認定されたかた

5. 利用手続

サービス利用に至る流れとして、要支援認定を受け、介護予防ケアマネジメントを受ける流れのほかに、基本チェックリストを用いた簡易な形でまず対象者を判断し、介護予防ケアマネジメントを通じて必要なサービスにつなげる流れも設けます。

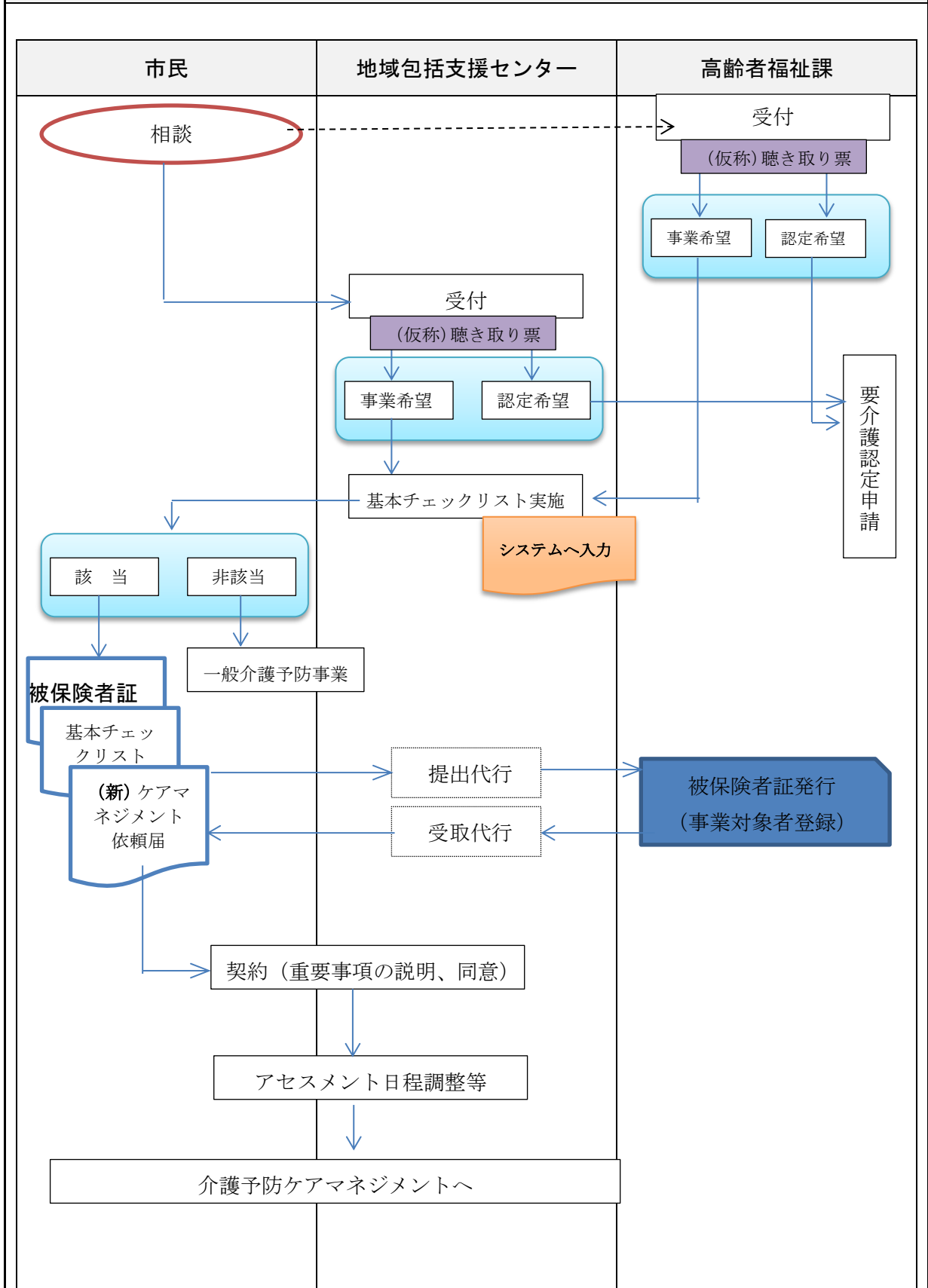


【留意事項】

- ◆ 予防給付のサービスのみ（例：介護予防訪問看護）を利用する場合
→ 介護予防支援（介護予防サービス計画）
- ◆ 予防給付のサービスと総合事業のサービス（例：介護予防訪問看護と訪問型サービス）
→ 介護予防支援（介護予防サービス計画）
- ◆ 総合事業のサービスのみ（例：訪問型サービス）を利用する場合
→ 介護予防ケアマネジメント

※事業対象者は、総合事業のサービスのみ利用できます。介護予防訪問看護や福祉用具の貸与などを利用することはできません。

6. 佐倉市での相談・受付の流れ



7. 「事業対象者」の1か月あたりの支給限度額

認定状態区分	利用可能サービス	1か月あたりの支給限度額
要介護認定者	介護給付	要介護度による（従来）
要支援認定者	○予防給付のみ ○予防給付＋総合事業サービス ○総合事業サービスのみ	要支援1：5,003単位 要支援2：10,473単位
事業対象者	総合事業サービスのみ	5,003単位

※本市において「事業対象者」の1ヶ月あたりの支給限度額は例外なく5,003単位になります。

8. 利用者負担

- ◆ 介護給付の利用者負担割合（原則1割、第1号被保険者のうち、一定以上の所得があるかたは2割。）と同じとします。
- ◆ 給付における利用者負担額の軽減制度に相当する高額介護（介護予防）サービス費相当事業等を実施します。
- ◆ 保険料を滞納している者が介護保険サービスを受けた時にとられる給付制限と同様の措置については、当面、適用しません。

IV 平成29年4月からのサービス（移行時）

1. 概要

◆訪問型サービス

	相当サービス	訪問型生活援助サービス	短期集中予防サービス	
1	提供主体	指定を受けた介護事業者	指定を受けた介護事業者	市
2	サービス内容	訪問介護員による身体介護、生活援助	市指定研修修了者による生活援助	市の保健師等の専門職の訪問による助言・指導
3	サービス対象者	要支援1・2、事業対象者・身体介護の必要な人・生活援助の必要な人	要支援1・2、事業対象者・ <u>生活援助の必要な人</u>	要支援1・2、事業対象者・助言、指導が必要な者
4	実施方法	事業者指定	事業者指定	市の直接実施
5	人員基準	①管理者 ②訪問介護員等常勤換算2.5人以上（介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者） ③サービス提供責任者	①管理者 ②従事者 1人以上必要数 （介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者、 市指定研修修了者 ） ③サービス提供責任者	—
6	設備基準	旧介護予防訪問介護と同様	旧介護予防訪問介護と同様	—
7	運営基準	旧介護予防訪問介護と同様	旧介護予防訪問介護と同様	—
8	単位数	訪問型サービスⅠ：1,168単位/月 訪問型サービスⅡ：2,335単位/月 訪問型サービスⅢ：3,704単位/月 訪問型サービスⅣ：266単位/回（1月に4回まで） 訪問型短時間サービス：165単位/回（1月に22回まで）	訪問型サービスⅠ：969単位/月 訪問型サービスⅡ：1,938単位/月 訪問型サービスⅢ：3,074単位/月 訪問型サービスⅣ：220単位/回（1月に4回まで）	—
9	ケース例	1. 既にサービスを利用しているケースで、サービスの利用の継続が必要とケアマネジメントで認められるケース 2. ケアマネジメントで、訪問介護員による専門的なサービスが必要と認められるケース	左記に該当しないケースで、指定事業者によるサービスが必要とケアマネジメントで認められるケース	1. 通所事業への参加が困難で、訪問による介護予防の取組が必要と認められる者 2. 心身の状況等の理由により、地域の通いの場等への参加が困難になった者

◆通所型サービス

		相当サービス	短期集中予防サービス
1	提供主体	指定を受けた介護事業者	市
2	サービス内容	<ul style="list-style-type: none"> ・食事、入浴、その他の必要な日常生活上の支援機能訓練などを日帰りで提供するサービス（用者の心身機能の維持向上と、利用者の家族 負担の軽減を図るもの。） ・高齢者の有する能力に応じ、自立した生活を営むことができるよう支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・10名程度の少人数グループで、おおよそ週1回程度、運動器の機能向上プログラム（個別評価、評価に基づく運動メニューの立案及び実技指導）のほか、介護予防教育等を行う。 ・必要に応じ自宅付近から会場まで、送迎を行う。
3	サービス対象者	要支援1・2、事業対象者 ケアマネジメントでサービスが必要と認められる者	要支援1・2、事業対象者 ケアマネジメントでサービスが必要と認められる者
4	実施方法	事業者指定	市の直接実施
5	人員基準	<ul style="list-style-type: none"> ①管理者 ②訪問介護員等常勤換算 2.5人以上（介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者） ③サービス提供責任者 	—
6	設備基準	（旧来の介護予防通所介護と同様）	—
7	運営基準	（旧来の介護予防通所介護と同様）	—
8	単位数	通所型Ⅰ（週1） : 1,647 単位/月 通所型Ⅱ（週2） : 3,377 単位/月	—
9	ケース例	<ul style="list-style-type: none"> ・既にサービスを利用しているケースで、サービスの利用の継続が必要とケアマネジメントで認められるケース ・多様なサービスの利用が難しいケース・不適切なケース ※一定期間後のモニタリングに基づき可能な限り住民主体の支援に移行して行くことが重要。	<ul style="list-style-type: none"> ・心身の機能低下により、個人の活動として行う排泄、入浴、調理、買い物、趣味活動等の生活行為に支障をきたしている者。 ・退院直後など一時的に体力や生活機能が低下しており、集中的な支援により短期間での回復が期待できる者。 ・外出のきっかけとして利用することで、期間終了後に何らかのサービスへつなげられることが期待できる者。 ・現行相当の通所介護サービスを利用している者を除く。

IV-1 訪問介護相当サービス・通所介護相当サービス

1. 概要

専門的なサービスが必要と認められる場合に提供するサービスとして、現行の介護予防訪問介護に相当するもの（訪問介護員等によるサービス）と、介護予防通所介護に相当するもの（通所介護事業者の従事者によるサービス）を実施します。

2. 事業者の指定

平成27年3月31日までに「介護予防訪問介護」及び「介護予防通所介護」の指定を受けていた事業者については、平成27年4月1日に介護予防・日常生活支援総合事業（現行相当のサービス）の指定を受けたものとみなされています。

みなしの期間は、平成30年3月31日までです。平成30年4月以降、佐倉市の介護予防・日常生活支援総合事業の事業者指定を希望される場合は、佐倉市への申請により、指定を受けることができます。

3. サービスの基準

人員、設備、運営の基準について、概ね国が省令で定めた基準を用います（現行の基準と同様）。

4. 単価

訪問介護、通所介護ともに、基本は算定単位が1月あたりの包括単位を用います。また、加算については、国が定めるものを用います。

なお、1単位あたりの単価は、佐倉市の地域区分単価によるため、介護予防訪問介護相当サービスについては10.70円、介護予防通所介護相当サービスについては10.45円となります。

【ポイント】

国保連合会に請求する流れは変わりませんが、サービスコードが変更になります。

平成29年4月以降に認定の更新等により要支援認定を受け、総合事業に移行した者の訪問介護・通所介護についてのみ、今後お示しする「サービスコード表」記載の総合事業のサービスコードで請求してください。平成29年度中は、予防給付と総合事業の者が混在しますのでご注意ください。

① 介護予防訪問介護相当サービス費

基本は1月あたりの包括単位を用いますが、訪問型サービスA（緩和した基準になるサービス）と組み合わせることができるように、1回あたりの単位（1月の中で全部で4回まで）及び20分未満の短時間サービスの単位（1月の中で全部で22回まで）を追加します。

サービス内容	対象	回数等	算定単位
訪問型サービスⅠ	事業対象者、要支援1・2	週1回程度の訪問が必要とされた方に対する包括的支援	1月につき1,168単位
訪問型サービスⅡ	事業対象者、要支援1・2	週2回程度の訪問が必要とされた方に対する包括的支援	1月につき2,335単位
訪問型サービスⅢ	事業対象者、要支援2	週2回を超える程度の訪問が必要とされた方に対する包括的支援	1月につき3,704単位
<u>訪問型サービスⅣ</u>	<u>事業対象者、要支援1・2</u>	<u>1月に全部で4回まで</u>	<u>1回につき266単位</u>
<u>訪問型短時間サービス</u>	<u>事業対象者、要支援1・2</u>	<u>20分未満で主に身体介護を行う場合</u> ※1月につき22回まで	<u>1回につき165単位</u>

【ポイント】

包括報酬は、利用者に対して、一の事業所において、一月を通じて包括的に支援する場合に使用するものであるため、「訪問型生活援助サービス」と組み合わせる場合は、訪問型サービスⅣを用います。

② 介護予防通所介護相当サービス費

現行の介護予防通所介護の要支援1及び要支援2の区分に、それぞれ基本チェックリストによる事業対象者を加え、回数等を基準に整理します。

サービス内容	対象	回数等	算定単位
通所型サービスⅠ	事業対象者、要支援1 <u>要支援2</u>	週1回程度の通所が必要とされた方に対する包括的支援	1月につき1,647単位
通所型サービスⅡ	事業対象者、要支援2	週2回程度の通所が必要とされた方に対する包括的支援	1月につき3,377単位

【ポイント】

介護予防通所介護では要支援2の者は、3,377単位の区分しか選択できませんでしたが、総合事業では要支援2の者であっても、介護予防ケアマネジメントにより週1回程度の通所が必要とされた者については、1,647単位の区分を使用することになります。

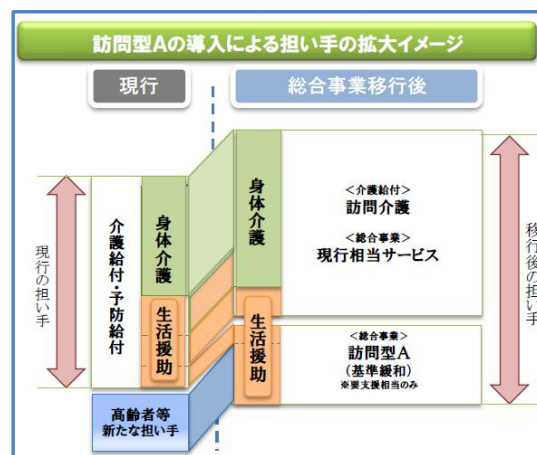
IV-2 佐倉市訪問型生活援助サービス

※国が示す類型では、訪問型サービスA（緩和した基準によるサービス）

1. 概要

現行の介護予防訪問介護よりも人員等の基準を緩和した「(佐倉市訪問型生活援助サービス(緩和した基準によるサービス))」を実施し、一定の研修受講者が、必ずしも専門的なサービスを必要とされない者に対し、生活援助を行えるようにします。

これにより、高齢者が増加し、訪問介護員等の不足が懸念される中、介護人材のすそ野を広げ、訪問介護員が身体介護重点的に提供することができるようにするとともに、高齢者の社会参加を促します。



(出典：三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社)

2. サービス内容

訪問介護の生活援助の範囲内

(「訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について」(厚生省平成12年老計第10号通知。5頁参照。)において示されている生活援助)

生活援助とは・・・

身体介護以外の訪問介護であって、掃除、洗濯、調理などの日常生活の援助(そのために必要な一連の行為を含む)であり、利用者が単身、家族が障害・疾病などのため、本人や家族が家事を行うことが困難な場合に行われるものをいう。(家事援助は、本人の代行的なサービスとして位置づけることができ、仮に、介護等を要する状態が解消されたとしたならば、本人が自身で行うことが基本となる行為であるということができる。)

3. 提供方法

現行の介護予防訪問介護と同様に、指定事業者により実施し、第1号事業支給費に係る審及び支払に関する事務を国民健康保険団体連合会（国保連合会）に委託して行う予定です。

4. 指定事業者の指定

佐倉市内の訪問介護の指定事業者から申請を受け付け、訪問介護の指定事業者が佐倉市訪問型生活援助サービスの指定を併せて受けることができるよう手続きを行います。

5. サービスの基準

サービスの提供者について、市が指定する「研修修了者」でも従事可能とします。なお、その他の基準については、質を確保する観点から現行と同様とします。

6. 市が指定する研修修了者

市が実施する「佐倉市訪問型生活援助ヘルパー養成研修」の修了者とします。なお、研修は、平成29年3月（2月の広報さくらに掲載予定）に実施する予定です。

7. 研修の実施

佐倉市訪問型生活援助ヘルパー養成研修カリキュラム

◆講義

	日時	内容の概略	時間
月 日()	9:30 ~ 10:00	オリエンテーション	0.5H
	10:00 ~ 11:00	介護保険制度等の理解	1H
	11:00 ~ 12:00	職務の理解	1H
	12:00 ~ 13:00	昼休み	1H
	13:00 ~ 14:00	尊厳の保持と自立支援	1H
	14:00 ~ 15:00	高齢者の理解	1H
月 日()	9:00 ~ 10:00	認知症の理解	1.5H
	10:00 ~ 12:00	コミュニケーション技術	1.5H
	12:00 ~ 13:00	昼休み	1H
	13:00 ~ 15:00	生活支援技術①	2H
月 日()	9:00 ~ 11:00	生活支援技術②	2H
	11:00 ~ 12:00	介護現場の理解(座学)	1H
	12:00 ~ 13:00	昼休み	1H
	13:00 ~ 14:00	リスクマネジメント、緊急時の対応	1H
	14:00 ~ 15:00	就業に向けて	1H

◆現場研修

	日時	内容の概略	回数
受入事業所と調整		「指定訪問介護の生活援助中心」又は「指定介護予防訪問サービス」の同行	2回

8. 単価

1 単位当たりの単価は、佐倉市の地域区分単価 (10.70円) を用います。

【基本報酬】

平成 29 年度は、旧介護予防訪問介護及び国基準訪問型サービスの基本報酬の 83 とします。平成 30 年度以降は、平成 29 年度の単価等を踏まえ改めて検討します。) 基本は、月辺りの包括単位を用いますが、国基準訪問型サービス (介護予防訪問介護相当) と組み合わせながら自立支援につなげる場合は、利用 1 回ごとの単位 (1 月に 4 回まで) を用います。

サービス内容	対象	回数等	算定単位 (予定)
訪問型サービス I	事業対象者、 要支援 1・2	週 1 回程度の訪問が必要と された方に対する包括的支援	1 月につき 969 単位
訪問型サービス II	事業対象者、 要支援 1・2	週 2 回程度の訪問が必要と された方に対する包括的支援	1 月につき 1,938 単位
訪問型サービス III	事業対象者、 要支援 2	週 2 回を超える程度の訪問 が必要とされた方に対する 包括的支援	1 月につき 3,074 単位
<u>訪問型サービス IV</u>	<u>事業対象者、</u> <u>要支援 1・2</u>	<u>1 月に全部で 4 回まで</u>	<u>1 回につき 220 単位</u>

【加算・減算】

- ・ 初回加算：200 単位加算 (現行と同じ単位)
- ・ サービス提供責任者体制減算：所定単位数×70% (現行と同じ単位)
- ・ 集合住宅減算：所定単位数×90% (現行と同じ単位)

【利用者負担】

- ・ 介護給付の利用者負担割合 (原則 1 割、第 1 号被保険者のうち、一定以上の所得がある方は 2 割。) と同じとします。

IV-3 訪問型短期集中予防サービス

1. 概要

訪問型短期集中予防サービスは、早期介入による閉じこもり予防及び改善、社会参加の促進並びに介護予防を目的に、保健・医療の専門職が3～6か月の短期間で集中的に実施するサービスです。市の保健師や看護師等の専門職が直営で実施し、本人の状態像にあった適切な支援及び地域資源へのつなぎを行うことで、社会参加、要支援状態からの自立の促進及び重度化予防を目指します。

2. 対象者

- ① 通所事業への参加が困難で、訪問による介護予防の取組が必要と認められる次のような者
- ・ 閉じこもりに対する支援が必要な者
 - ・ 体力の改善に向けた支援が必要な者で、かつ外出が困難な者
 - ・ 日常生活動作（ADL）や手段的日常生活活動（IADL）の改善に向けた支援が必要な者
 - ・ 健康の維持、改善が必要な者
- ② 心身の状況等の理由により、地域の通いの場等への参加が困難になった者

3. サービス内容

- ① 社会参加の促進や通いの場等へつなぐための助言、指導
- ② 筋力や体力の維持向上のために、自宅で取り組めるプログラムを作成し、実施方法等の助言、指導
- ③ 日常生活動作の機能向上及び維持のための助言、指導
- ④ 栄養管理に関する助言、指導
- ⑤ 口腔内の清掃、摂食、嚥下機能に関する指導 等 を行います。

4. 実施方法

当面は市の直接実施

5. サービス提供者

市高齢者福祉課の保健師、看護師、理学療法士、管理栄養士、歯科衛生士等の保健・医療専門職

6. 利用者負担
当面はなし
7. サービス提供期間
3ヶ月（状況により6ヶ月まで継続可能）
8. サービス利用の流れ
<p>サービス利用に至る流れとして、要支援認定を受け、介護予防ケアマネジメントを受ける流れのほかに、基本チェックリストを用いた簡易な形でまず対象者を判断し、介護予防ケアマネジメントを通じて必要なサービスにつなげる流れも設けます。</p> <p>① 事前相談</p> <p>介護予防サービス計画または介護予防ケアマネジメントにより、訪問型短期集中予防サービスを検討する段階で、市高齢者福祉課に事前相談します。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>委託先の居宅介護支援事業所が当該サービスの活用をする場合は、必ず地域包括支援センターを通じ、市高齢者福祉課に事前相談します。</p> </div> <p>② 介護予防サービス・支援計画（写）等の提供</p> <p>サービス利用が決定したら、地域包括支援センター（または委託先の居宅介護支援事業所）が立案した、介護予防サービス・支援計画書、利用者基本情報について写しを市に提供します。</p> <p>③ サービス担当者会議の開催（訪問）</p> <p>介護予防サービス・支援計画書に基づいた、サービス計画書を市が立案します。立案した計画書の写を、後日受け取ります。</p> <p>④ サービス開始</p> <p>サービス計画書を基に、継続的な訪問支援等を行います。（3～6ヶ月）</p> <p>⑤ 終了</p> <p>目標達成、中断等により訪問を終了する際は、地域包括支援センター（または委託先の居宅介護支援事業所）へ終了の連絡が入ります。</p>

IV-4 通所型短期集中予防サービス

1. 概要

身体機能及び生活機能の全般的な低下により、生活行為に支障のある者に対し、生活行為の改善及び地域社会とのつながりを回復または再構築するための介護予防プログラムを、保健・医療の専門職員により実施します。

2. 対象者

- ・ 心身の機能低下により、個人の活動として行う排泄、入浴、調理、買い物、趣味活動等の生活行為に支障をきたしている者。
- ・ 退院直後など一時的に体力や生活機能が低下しており、集中的な支援により短期間での回復が期待できる者。
- ・ 外出のきっかけとして利用することで、期間終了後に何らかのサービスへつなげられることが期待できる者
(※具体的なイメージとして、屋外の移動に見守りまたは軽介助を要するため生活範囲が狭小化している者、歩行をはじめとした日常生活動作が困難で介護申請を検討する程度の者、通所介護の利用が望ましい状態であるが、本人に抵抗感がある場合等)
- ・ 現行相当の通所介護サービスを利用している者を除く。

3. サービス内容

- ・ 10名程度の少人数グループで、おおよそ週1回程度、運動器の機能向上プログラム(個別評価、評価に基づく運動メニューの立案及び実技指導)のほか、介護予防教育等を行います。
- ・ 必要に応じ自宅付近から会場までの送迎を行います。

4. 実施方法

当面は市の直接実施

5. サービス提供者

市高齢者福祉課の保健師、看護師、理学療法士、管理栄養士、歯科衛生士等の保健・医療専門職

6. 利用者負担
当面はなし
7. サービス提供期間
3ヶ月（状況により6ヶ月まで継続可能）
8. サービス利用の流れ
<p>サービス利用に至る流れとして、要支援認定を受け、介護予防ケアマネジメントを受ける流れのほかに、基本チェックリストを用いた簡易な形でまず対象者を判断し、介護予防ケアマネジメントを通じて必要なサービスにつなげる流れも設けます。</p> <p>① 事前相談</p> <p>介護予防サービス計画または介護予防ケアマネジメントにより、通所型短期集中予防サービスを検討する段階で、市高齢者福祉課に事前相談します。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>委託先の居宅介護支援事業所が当該サービスの活用をする場合は、必ず地域包括支援センターを通じ、市高齢者福祉課に事前相談します。</p> </div> <p>② 介護予防サービス・支援計画（写）等の提供</p> <p>サービス利用が決定したら、地域包括支援センター（または委託先の居宅介護支援事業所）が立案した、介護予防サービス・支援計画書、利用者基本情報について写しを市に提供します。</p> <p>③ サービス担当者会議の開催（訪問）</p> <p>介護予防サービス・支援計画書に基づいた、サービス計画書を市が立案します。立案した計画書の写を、後日受け取ります。</p> <p>④ サービス開始</p> <p>サービス計画書を基に、継続的な支援等を行います。（3～6ヶ月）</p> <p>⑤ 終了</p> <p>目標達成、中断等によりサービスを終了する際は、地域包括支援センター（または委託先の居宅介護支援事業所）へ終了の連絡が入ります。</p>

V 介護予防ケアマネジメント

1. 概要

介護予防ケアマネジメントは、地域包括支援センターが要支援者等に対するアセスメントを行い、その状態や置かれている環境等に応じて、目標を設定し、その達成に向けて介護予防の取組を生活の中に取り入れ、自ら実施・評価できるよう支援します。

また、高齢者自身が、地域で何らかの役割を果たせる活動を継続することにより、日常生活上の何らかの困りごとに対して、心身機能の改善だけではなく、地域の中で生きがいや役割を持って生活できるような居場所に通い続けるなど、「心身機能」「活動」「参加」の視点を踏まえた内容となるよう要支援者等の選択を支援していくことも重要です。

2. 介護予防ケアマネジメントの類型

介護予防ケアマネジメントのプロセスについては、利用者の状況や基本チェックリストの結果、本人の希望するサービス等を踏まえて次の3パターンに分けて行います。

① ケアマネジメントA（原則的な介護予防ケアマネジメント）

次のサービスを利用する場合で、現行の予防給付に対する介護予防ケアマネジメントと同様のプロセスを実施する。

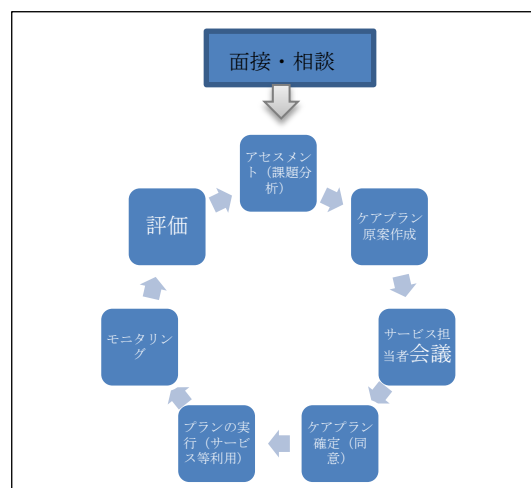
【サービス】

- ✚ 訪問介護相当サービス・通所介護相当サービス
- ✚ 訪問型生活援助サービス
- ✚ 訪問型短期集中予防サービス・通所型短期集中予防サービス

【原則的な介護予防ケアマネジメントのプロセス】

- ①アセスメント（課題分析）
- ②ケアプラン原案作成
- ③サービス担当者会議
- ④利用者への説明・同意
- ⑤ケアプラン確定・交付（利用者・提供者）
- ⑥プランの実行（サービス利用）
- ⑦モニタリング

（3ヶ月に1回利用者宅への訪問・面接、他の月は電話等で利用者の状態確認）



② ケアマネジメントB（簡略化した介護予防ケアマネジメント）

ケアマネジメントAのプロセスから、サービス担当者会議を省略しケアプランを作成するとともに、モニタリングを6ヶ月に1回利用者宅への訪問・面接、隔月で電話等にて、利用者の状態確認を実施します。

【考え方の留意点】

基本的には、ケアマネジメントAを行い、サービス担当者会議で本人、関係者の意識統一を図ることが望ましいと考えるが、例えばサービス開始時にケアプランの内容説明や本人への動機付け等を適切に行うことができる場合や利用するサービスが指定事業者によるサービス又は短期集中予防サービスのいずれか1種類である場合などにおいては、ケアマネジメントBを選択しても、事業の目的に沿ったサービス提供やケアマネジメントが可能な場合もあると考える。地域包括支援センター等が効率的かつ適正にケアマネジメントを行える方法としてケアマネジメントAもしくはBを選択することを可能とする。

③ ケアマネジメントC（初回のみ介護予防ケアマネジメント）

住民主体のサービスの利用や地域の予防活動等を利用する場合等に実施するもので、ケアマネジメントAのプロセスから、サービス担当者会議・評価を省略します。

また、モニタリングにつきましては、利用者の自立に向けた意識を持続・向上できるように1年以内に1回利用者宅への訪問・面接を行うとともに、その他必要に応じ電話等にて、利用者の状態確認を実施します。

3. 介護予防ケアマネジメントの実施主体

利用者本人が居住する地域包括支援センターにおいて実施します。

なお、配置されている3職種その他、介護支援専門員等の指定介護予防支援業務を行っている職員により実施することができます。

- ① 要支援者に対する介護予防ケアマネジメントは、従来の介護予防支援と同様に、業務の一部を指定介護予防支援事業所へ委託できることとします。
- ② 基本チェックリストにより事業対象者と判断された方に対する介護予防ケアマネジメントは、初回は地域包括支援センターで実施します。1クール（概ね6か

月) 終了後のケアプランの継続、変更の時点以後は、業務の一部を居宅介護支援事業所へ委託できることとします。

- ③ 要支援者が認定有効期間満了後に更新の認定申請を行わず、基本チェックリストにより事業対象者となった場合は、業務の一部を指定介護予防支援事業所に委託できることとします。
- ④ ケアマネジメントC (初回のみ介護予防ケアマネジメント) については、地域資源の実情を十分に把握して利用者に情報提供することが必要なことから、地域包括支援センターで実施します (委託事業所におけるケアマネジメントCの実施は不可)。
- ⑤ ケアマネジメントB (簡略化した介護予防ケアマネジメント) については、平成29年4月の移行当初は、【考え方の留意点】に基づき、地域包括支援センターが担当するケースのみを対象とします。

4. 介護予防ケアマネジメントの報酬 (単価、加算)

- ① ケアマネジメントA (原則的な介護予防ケアマネジメント) については、現行の介護予防支援費と同じ単位 (430単位/月)、加算 (初回加算300単位) とします。
- ② ケアマネジメントB (簡略化した介護予防ケアマネジメント) については、サービス担当者会議を省略しケアプランを作成するとともに、モニタリングの実施を緩和することに着目し、(313単位) 初回加算 (300単位) とします。
- ③ ケアマネジメントCは初回のみ介護予防ケアマネジメントですが、1年以内にモニタリングを実施する手間を加味し、ケアマネジメントAの開始月と同じ単位 (430単位)、加算 (初回加算300単位) とします。

地域単価は、介護給付介護予防給付と同様に「6級地 (10.70円)」とします。

VI 一般介護予防事業

1. 内容

事業名	事業内容等
①介護予防把握事業	閉じこもり等の何らかの支援を要する高齢者を民生委員・児童委員、主治医、関係機関等からの情報提供により把握し、その情報提供等に基づき介護予防活動へつなげられるよう推進します。
②介護予防普及啓発事業	<p>介護予防講演会や教室、各種団体を対象とした出前講座等を実施し、介護予防に関する知識の普及啓発を推進します。また、全ての高齢者を分け隔てなく、住民自身が運営する集いなどの活動を地域に展開し、人と人とのつながりを通じて参加者や通いの場がさらに継続的に拡大していくような地域づくりを推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 佐倉市としとらん塾の開催 ・ 佐倉ふるさと体操による普及啓発 ・ 佐倉わくわく体操会の開催支援
③地域介護予防活動支援事業	<p>① 介護予防に関する取り組みが広く実施されるよう、地域における自主的な介護予防活動を行う人材（介護予防ボランティア）を養成します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 介護予防リーダーの養成 ・ 佐倉わくわく体操サポーターの養成 ・ 頭すっきり若返り教室サポーターの養成 ・ 認知症予防活動支援員の養成 <p>② 集会所等の身近な場所で自主的・継続的に介護予防活動に取り組む市民団体に対し、活動費の補助（「佐倉市地域介護予防活動支援事業補助金」）を行います。</p>

Ⅶ 事業者の指定について

1. 訪問介護相当サービス・通所介護相当サービス

【総合事業の指定について】

①平成27年3月31日までに指定された事業所

平成27年4月1日から平成30年3月31日まで「訪問型」「通所型」の「みなし指定」を受けていますので、平成29年4月の総合事業開始にあわせた指定申請は不要です。※平成30年4月以降、佐倉市の総合事業を実施する場合は、「みなし指定」期限終了にあわせ、手続をしていただく必要があります。

②平成27年4月1日以降に指定された事業所

平成29年4月1日までに指定申請の手続きが必要となります。
後日、申請方法等ホームページに掲載します。

【介護予防事業所の指定について】

①指定有効期限が平成29年4月1日～平成30年3月31日までの事業所①の事業所のうち、平成30年3月31日までの間に指定更新が必要な事業所については、受け入れる利用者の状況により、適切に「介護予防訪問介護」「介護予防通所介護」を更新してください。

<佐倉市民について>

- ・ 佐倉市は、平成30年4月1日に総合事業に完全移行することから、平成30年3月31日までは、市民の中で、「介護予防訪問介護」「介護予防通所介護」のサービスの対象となる利用者が存在します。
- ・ 平成30年3月31日までに有効期限が切れる事業所については、「介護予防訪問介護」「介護予防通所介護」を更新しない場合、「介護予防訪問介護」「介護予防通所介護」のサービスの対象となる利用者にサービスが提供できません（介護予防サービスの請求が通りません）。

<佐倉市外の利用者について>

- ・ 佐倉市民同様に平成30年3月31日までは、「介護予防訪問介護」「介護予防通所介護」のサービスの対象となる利用者が本市の周辺市町村等に存在することも想定されますので、市外の利用者を受け入れている事業所は、受け入れている利用者が所在する市町村にご確認ください。

※いずれの場合も、担当の介護支援専門員と連携を取り、受け入れる利用者の状況を確認するようにしてください。

2. 訪問型生活援助サービス

訪問型生活援助サービスは、みなし指定の対象ではないため、実施する場合は、指定申請が必要です。

	みなし指定の有無	総合事業指定申請の必要性（H29.4まで）	
		訪問・通所介護相当サービス	訪問型生活援助サービス
平成27年3月31日までに指定を受けた事業者	有	不要 ^(※1)	要
平成27年4月1日以降に指定を受けた事業者	無	要	要

(※1) 平成30年4月以降、佐倉市の総合事業を実施する場合は、「みなし指定」の期限終了にあわせ、手続をしていただく必要があります。

Ⅷ 法人の定款の変更及び事業所の運営規定等の作成について

1. 法人の定款

「介護予防・日常生活支援総合事業」は、「介護予防サービス」とは別のサービスです。よって、法人の定款の変更が必要な場合があります。次の記入例を参考に、総合事業を行う旨、新たに位置付け等検討をしてください。

訪問介護・通所介護

<記載例>

「介護保険法に基づく第1号訪問事業」

「介護保険法に基づく第1号通所事業」

- * 定款変更については、所轄官庁の許認可が必要な場合は、必ず所轄官庁へその変更についてご相談ください。(株式会社や有限会社等の営利法人の場合、所轄庁はありません。)
- * 「介護予防訪問介護」「介護予防通所介護」については、平成30年3月31日までは事業を実施する可能性があるため、それまでは削除しないでください。

<佐倉市所管の社会福祉法人>

平成27年4月に施行された老人福祉法では、「老人居宅介護等事業」の定義には「第一号訪問事業（旧介護予防訪問介護の基準）、「老人デイサービス事業」の定義に「第一号通所事業（旧介護予防通所介護の基準）」が含まれました。このため、表中①③のみを実施する場合は、定款の変更は必要ありません。

また、市町村独自基準によるサービスは、公益事業になることから、表中②を実施する場合は、法人において諸手続きを行う必要があります。

なお、平成12年12月1日障企第59号・社援企第35号・老計第52号・児企第33号「社会福祉法人の認可について」においては、社会福祉事業の用に供する施設の経営に付随して行う場合は、定款上、公益事業として記載しなくても差し支えないとされています。

総合事業			老人福祉法	社会福祉法
サービス	実施方法	基準（本市のサービス名）		
第一号訪問事業	指定	①旧介護予防訪問介護の基準 （訪問介護相当サービス）	老人居宅介護等事業	社会福祉事業
		②市町村独自基準 （訪問型生活援助サービス）	—	公益事業
第一号通所事業	指定	③旧介護予防通所介護の基準 （通所介護相当サービス）	老人デイサービス事業	社会福祉事業
		市町村独自基準	—	公益事業

指定居宅介護支援事業者

総合事業における第1号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント）を受託される指定居宅介護支援事業者

<記載例>

「介護保険法に基づく第1号介護予防支援事業」

* 定款変更については、所轄官庁の許認可が必要な場合は、必ず所轄官庁へその変更についてご相談ください。（株式会社や有限会社等の営利法人の場合、所轄庁はありません。）

<佐倉市所管の社会福祉法人>

社会福祉法人につきましては、公益事業としての記載が必要ですが、平成12年12月1日障企第59号・社援企第35号・老計第52号・児企第33号「社会福祉法人の認可について」においては、社会福祉事業の用に供する施設の経営に付随して行う場合は、定款上、公益事業として記載しなくても差し支えないとされています。

共通

- * 平成27年3月までに指定された事業所については、平成30年3月31日までは「みなし指定」を受けているので、それまでの間に変更してください。
- * 平成27年4月以降に指定を受けた事業所については、「みなし指定」ではないため、平成29年4月1日以降に総合事業を行う場合、それまでに変更が必要です。
- * 定款の変更にあたっては、所管する行政機関がある場合、事前に確認が必要です。

2. 運営規定

①サービス等の表記の変更

タイトルも含め、現在の運営規程や重要事項説明書で使用されている表記を次のように変更する必要があると考えます。

- ・ 「介護予防訪問介護」⇒「第1号訪問事業」
- ・ 「介護予防通所介護」⇒「第1号通所事業」
- ・ 「指定介護予防支援」⇒「第1号介護予防支援事業」

ただし、平成30年3月31日までは介護予防サービスを実施する可能性があるため、それまでは次のような表記が想定されます。

- ・ 「介護予防訪問介護」⇒「介護予防訪問介護および第1号訪問事業」
- ・ 「介護予防通所介護」⇒「介護予防通所介護および第1号通所事業」
- ・ 「指定介護予防支援」⇒「指定介護予防支援および第1号介護予防支援事業」

【文面案例】

<A訪問介護事業所・運営規程（例）>

（目的）

第1条この規程は、X法人が設置するA訪問介護事業所において実施する訪問介護、介護予防訪問介護及び第1号訪問事業（以下「事業」という。）の適正な運営の確保のために必要な事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

3. 契約書

契約書は、改めて取り交わすことが適当であると考えますが、提供されるサービスの内容、その他契約の内容について利用者との間で誤解が生じないようであれば、覚書等を取り交わすといった対応でも差し支えないものと考えます。

また、契約締結行為はあくまで利用者と法人（事業所）との民間間の契約によるものであることから、行政が契約書等の仕様を指示等できるものではありませんが、参考までに、文面案を以下のとおり例示します。

なお、現在、各事業所において使用されている契約書の文面との整合を図る必要があり、そのまま用いることができない場合があること、また、当該文面案を用いたことにより損害等が生じた場合であっても、市は一切の責任を負うものではないことをあらかじめご了承ください。

<B通所介護事業所・覚書（例）>

〇〇〇〇様（以下「利用者」という。）が、佐倉市の第1号通所事業を利用する場合には、平成〇年〇月〇日付けにて利用者とB通所介護事業所が取り交わした通所介護及び介護予防通所介護の利用契約書中に「介護予防通所介護」とあるのは、「第1号通所事業」と読み替えるものとする。

<B通所介護事業所・契約書（例）>

〇〇〇〇様（以下「利用者」という。）とB通所介護事業所（以下「事業所」という。）は、事業所が利用者に対して提供する第1号通所事業に関し、以下のとおり契約を締結する。
(契約の期間)

4. 重要事項説明書

現行のサービス提供開始時と同様、利用者又はその家族に対し、従業者の勤務の体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制等の利用者がサービスを選択するために必要な重要事項について文書を交付して説明を行い、総合事業のサービスの提供を受けることにつき、あらかじめ同意を得る必要があります。

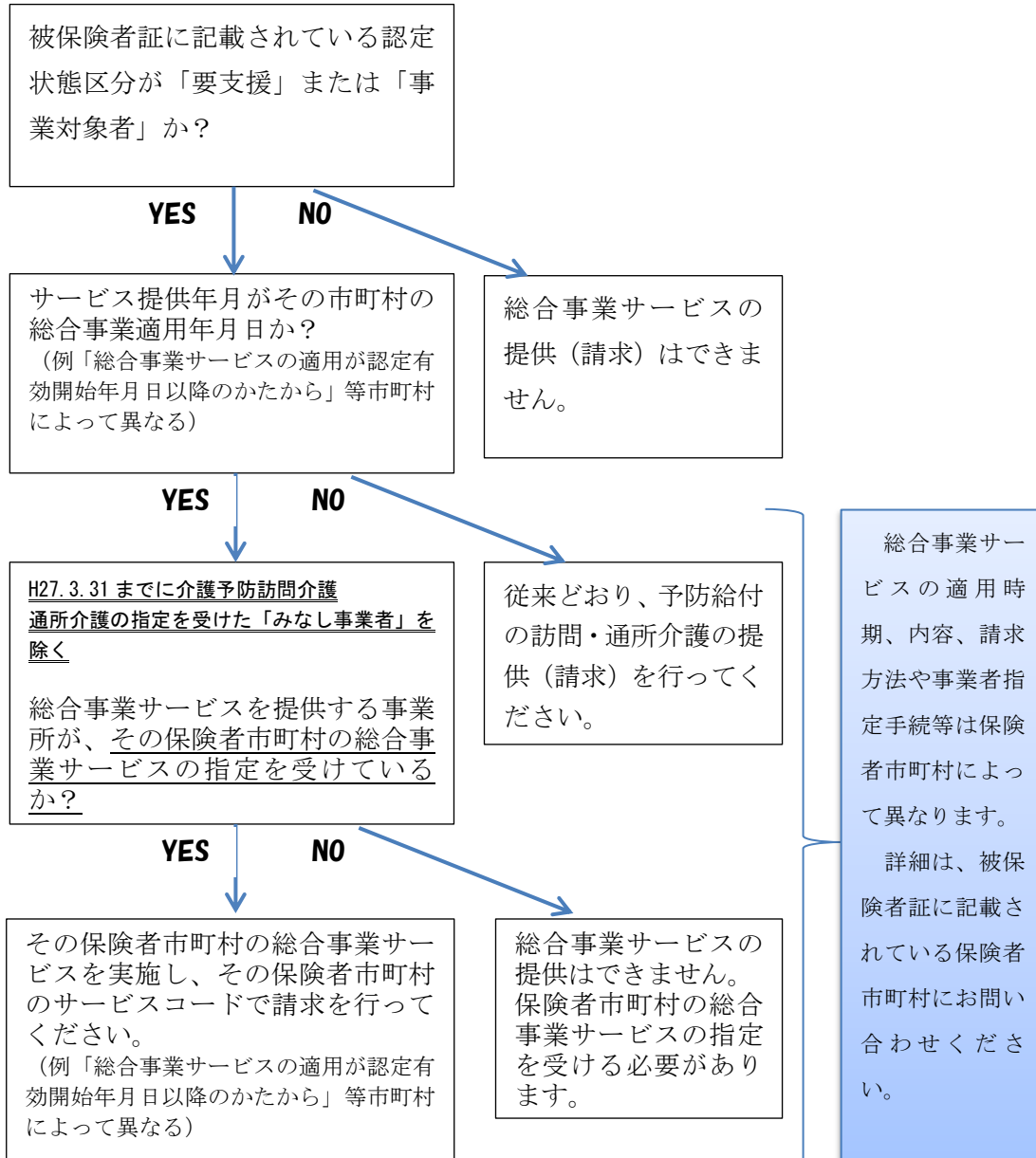
Ⅸ 市内事業所のかた

1. 市内事業者が「他市町村の被保険者」へ総合事業サービスを提供する場合

平成29年4月以降、佐倉市に所在する事業所が他市町村の「要支援者」「事業対象者」に訪問・通所サービスを提供する場合は、その保険者の総合事業により対応が変わります。

なお、総合事業の内容、サービスコード等は保険者市町村によって異なりますので、詳しくは各保険者市町村にお問い合わせください。

(佐倉市所在の事業所が他市町村の被保険者にサービスを提供する場合)

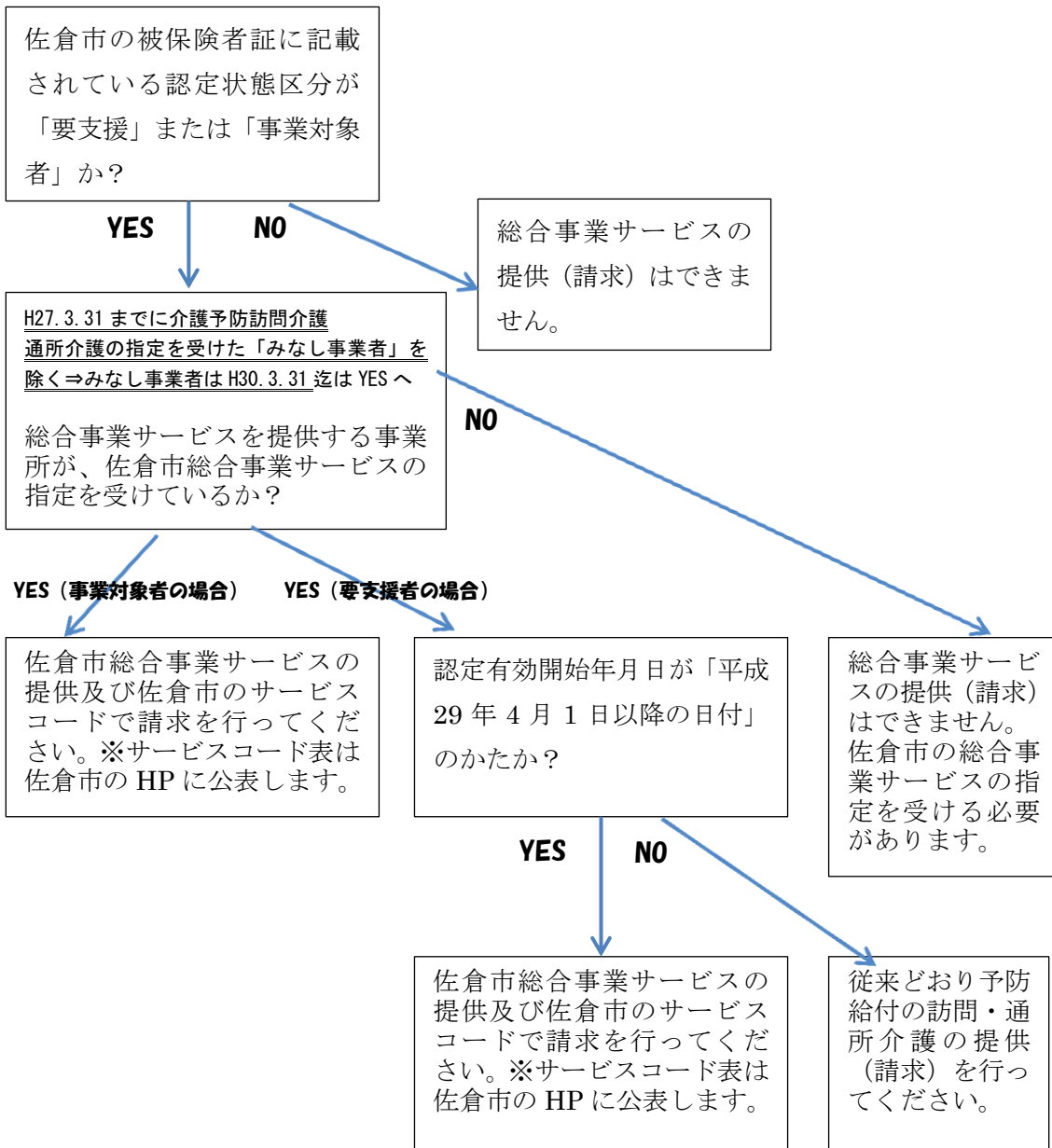


X 市外事業所のかた

1. 市外事業者が「佐倉市の被保険者」へ総合事業サービスを提供する場合

平成29年4月以降、佐倉市外に所在する事業所が、佐倉市の「要支援者」や「事業対象者」に訪問型サービス・通所型サービスを提供する場合は、佐倉市の総合事業サービスの提供になります。佐倉市の総合事業サービスを提供するためには、佐倉市の総合事業サービスの指定を受ける必要があります。ただし、みなし事業者は除く（H30.3.31迄）

（佐倉市外の事業所が佐倉市の被保険者にサービスを提供する場合）



今後のスケジュール

- ◆平成29年1月23日 : 地域包括支援センターへ事務手続説明
- ◆平成29年1月下旬 : 「平成29年3月31日に要支援の認定期間が終了する者」に「認定更新勸奨通知（総合事業の案内を同封）」を発送
- ◆平成29年2月中旬 : 「居宅介護支援事業所及び地域包括支援センター」を対象とした「介護予防ケアマネジメント」の研修
- ◆平成29年2月頃 : 請求コードの公表
- ◆平成29年3月上旬 : 「佐倉市訪問型生活援助ヘルパー養成研修会」開催

地域包括支援センター・居宅介護支援事業者のかたへ ～お願い～

1. 認定更新勸奨（更新申請のお知らせ）

- ◆ 認定更新となるかたには、更新の約2か月前に発送する「認定更新勸奨（更新申請のお知らせ）」に、総合事業への移行のお知らせ文書を同封し、ご案内します。
- ◆ 担当する利用者の支援をお願いします。

要支援認定更新者	平成29年4月1日更新者	平成29年5月1日更新者	平成29年6月1日更新者
	平成29年3月31日有効期間満了	平成29年4月30日有効期間満了	平成29年5月31日有効期間満了
更新勸奨通知発送	平成29年1月下旬（予定）	平成29年2月下旬（予定）	平成29年3月下旬（予定）
更新手続期間	平成29年3月31日まで	平成29年4月28日まで	平成29年5月31日まで

※平成29年7月1日以降の更新も同様となります。

【総合事業のパフレット】

介護予防・日常生活支援総合事業（案）

○ 介護予防・生活支援サービス事業

対象者 ・要支援1または要支援2と認定されたかた
・「基本チェックリスト」で「事業対象者」と判定されたかた

◇ 訪問型サービス

	① 訪問介護（現行担当サービス）	② 市基準型	③ 短期集中予防
サービス利用者	身体機能や認知機能の低下がみられ、専門的な支援が必要なかた	①ほどではないものの、本人や家族が家事を行うことが困難なかた	身体機能の低下がみられるが、短期集中的な支援で改善が見込まれるかた
サービスの内容	訪問介護員（ホームヘルパー）による身体介護、生活援助	ホームヘルパー等による生活援助	保健師・看護師・理学療法士等の専門職による訪問指導
サービス提供者	指定事業者	指定事業者	市高齢者福祉課
利用者負担	原則1割（一定所得以上は2割）		無料

◇ 通所型サービス

	① 通所介護（現行担当サービス）	② 短期集中予防
サービス利用者	身体機能や認知機能の低下がみられ、専門的な支援が必要なかた	身体機能の低下がみられるが、短期集中的な支援で改善が見込まれるかた
サービスの内容	日常生活上の支援や機能訓練	運動機能の向上を目的とした器械訓練
サービス提供者	指定事業者	市高齢者福祉課
利用者負担	原則1割（一定所得以上は2割） + 食事代の支費	無料

○ 一般介護予防事業

対象者 ・65歳以上のすべてのかた

内容 介護予防協議会や各種教室、出前講座などを実施して、介護予防活動の普及啓発を行います。また、高齢者との交流・つどいの場をつくる地域の住民活動や介護予防のボランティア活動を支援・推進します。

「ふまねと運動」は、50センチ四方のマス目の大巻及「あみ」を床に敷き、この「あみ」を踏まないようにゆっくり慎重に歩く運動です。ひとり室内とはなく、みんなで楽しみながら行うことができますので、集約を兼ねて地域とのつながりや絆を強めてくれます。同じ、自分の自主活動により、介護予防を目的に、市内各所で取組まれています。

写真は「ふまねと運動」の様子。
「あみはどっちの足だっけ？」の声に、歩く人も見ている人もみんな笑顔。

サービス利用の流れ

「地域包括支援センター」に相談します。状態に応じて必要な判定が行われます。

明らかに要介護1以上と見られる場合「要介護認定」の申請

基本チェックリスト
生活機能が低下しているかを判断して、利用できるサービスを選定します。

訪問調査・医師意見書
課長が本人宅へ訪問調査し、主治医に意見書を依頼します。

要介護認定審査会の審査
調査等に基づき、医師などで構成する審査会が判定をします。

要介護度（要支援度）判定

要支援1・2のかた
非該当（自立）のかた

「介護予防サービス」や「介護予防・生活支援サービス事業」を受けるためのケアプランを作成

「介護予防・生活支援サービス事業」を受けるためのケアプランを作成

「介護予防・日常生活支援総合事業」

「介護予防・生活支援サービス事業」を利用できます
「要支援1・2のかた」と「生活機能が低下がみられるかた（事業対象者）」

「一般介護予防事業」を利用できます（要介護を含む65歳以上のすべてのかた）

【別添】『要支援1・2の認定を受けているみなさまへ』も同封します。

平成 年 月 日

佐倉市介護予防・日常生活支援総合事業に関する質問書

(宛先) 佐倉市福祉部高齢者福祉課 包括ケア推進班

FAX : 043-486-2503

Email : houkatu@city.sakura.lg.jp

事業所名	
所在地	
質問者氏名	
連絡先	TEL : FAX : Email :

質問項目 (タイトル)	<input type="checkbox"/> 訪問介護相当サービス・通所介護相当サービス <input type="checkbox"/> 訪問型生活援助サービス <input type="checkbox"/> 訪問型短期集中予防サービス・通所型短期集中予防サービス <input type="checkbox"/> 介護予防ケアマネジメント <input type="checkbox"/> その他
----------------	---

質問内容	
------	--